

## 小児病院の地域保健に対する支援体制に関する研究

### 分担研究報告書

分担研究者 小宮 弘毅

リサーチ・クエスチョン

- (1) 専門医師の地域偏在化に伴う効率的な健康診査、保健指導を確立するにはどのようにすべきか
- (2) 小児病院の今後の運営のあり方はどのようにすべきか

#### 1 研究目的の背景

平成6年に母子保健法、児童福祉法が改正され、地域保健法の制定とともに、母子保健事業についても身近で頻度の高いサービスの提供については実施主体を市町村に一元化し、都道府県（保健所）においては専門的、技術的な業務の推進を図ることとされた（表1）。

表1 母子保健事業の実施体制と小児病院のかかわり

---

1. 都道府県の役割	・心身の発達に問題のあるこどものフォローアップ
① 人材の確保及び資質の向上	・母子や思春期の心の健康に関する情報
・専門技術職員の継続的確保	・児童虐待の防止対策
・体系的な研修の計画的な推進	・小児期からの成人病予防や性に関する健康教育
② 人材確保支援計画（地域保健法第21条第1項）	・先駆的なモデル事業
③ 母子保健医療体制の整備	③ 情報の収集、整理、及び活用と調査研究の推進
④ 母子保健施策の評価	④ 企画及び調整機能の強化
・各種健康指標、評価指標等の情報の収集、整理、活用とそのための情報システムの整備	⑤ 市町村に対する支援、研修の実施
2. 都道府県保健所の役割	3. 市町村の役割
① 体制の整備	① 体制の整備
・母子保健推進協議会の設置広域的母子保健システムの確立	② 母子保健計画の作成
② 専門的業務の実施	③ 人材の確保
・未熟児への訪問、指導、事業の強化	④ 人材の資質の向上
・身体障害児、慢性疾患児の療育等に関する相談	⑤ 啓発普及
	⑥ 医療、福祉等の関連施策との連携
	⑦ 基本的な母子保健サービスの提供

---

健康診査、保健指導等の基本的サービスを提供する市町村には人口100万をこえる指定市から人口1,000人に満たない村まであり、一定水準のサービスが提供できるのか、また、現在の都道府県保健所においては未熟児、障害児、慢性疾患児等への専門的サービスが可能か、等の危惧もあるが、新しい母子保健体系のもとで事業を効果的に展開していくためには保健・医療・福祉にかかわる人材、施設等の資源を最大限に活用していく必要がある。

小児病院は多数の小児科医をはじめ小児保健・医療の領域における専門技術者を擁しており、院内での医療提供にとどまらず、地域保健・福祉の分野でも積極的にかかわりが期待される。

そこで、新しい母子保健体系の中で、小児病院が地域保健活動とどのようにかかわり、どのように支援していくべきか、そのためには小児病院の組織・運営はいかにあるべきかを研究することにした。

## 2. 研究方法

本年度は小児病院が現在、どのように地域保健にかかわっているかを調査することとした。まず、神奈川県立こども医療センターの地域保健・福祉の領域での活動を調査し、併せて茨城県立こども病院、埼玉県立小児医療センター、大阪府立母子保健総合医療センターの具体的な活動について調査した。

また、国立小児病院についてもその活動を分析し、地域保健とのかかわりを検討した。

## 3. 研究成果

### (1) 神奈川県立こども医療センターの活動

神奈川県立こども医療センターは小児専門病院に児童福祉法にもとづく肢体不自由児施設と重症心身障害児施設を併設しており、地域との連携の窓口（研究普及室）も設けて県内での保健・福祉活動に協力し、支援してきている（表2）。

表2 神奈川県立こども医療センターの保健・福祉領域での活動

- 
1. 保健所等との連携
    - ・継続看護（ケア）事業
    - ・保健所との連絡協議会
  2. 県母子保健事業への支援・協力
    - ・乳幼児ケア事業（乳幼児健診の二次健診）
    - ・保健婦研修小児保健コース
    - ・血友病保健相談事業（エイズ相談）
    - ・先天性代謝異常等対策委員会（治療研究部会）
    - ・神経芽細胞腫3次精密検査
    - ・新生児特別地域保健事業（先天異常モニタリング）
    - ・周産期救急医療システム
  3. 福祉・教育関係
    - ・福祉人材養成機関からの実習受入
    - ・養護教員・福祉関係者の研修受入
    - ・福祉・教育関係の研修会・研究会等の支援
  4. その他
    - ・研究会・集談会。研修会等の開催
- 

保健所等との連携としては退院患者の地域でのケアのための継続看護事業を県、政令市保健所と一緒にしており、定期的な連絡会議も開催している。

母子保健事業への支援、協力としては、県保健所の乳幼児健診の二次健診に神奈川県立こども医療センターの意思用い木に出掛けて参加してきた。保健所、市町村保健婦の小児保健研修では研修の場として神奈川県立こども医療センターで実施されている。

血友病保健相談事業（エイズ相談）、先天代謝異常等対策事業（治療研究部会）、神経芽細胞腫3次精密検査、先天異常モニタリングなどの神奈川県の子母子保健事業においては、こども医療センターは中心的な役割を担っている。

神奈川県では救急医療対策として、また、総合的な母子保健対策として、昭和56年から新生児救急医療システムを整備し、昭和60年からは産科救急も併せて、周産期救急医療システムを実施しており、こども医療センターは発足当初から横浜地区の基幹病院として、また、全県的なシステムの中核としての役割を担っており、平成8年度から厚生省が実施を予定している周産期医療対策整備事業においても神奈川県センターとして期待されている。

福祉、教育関係の活動としては、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を併設していることから福祉人材養成機関からの実習生の受け入れ、養護教員等の現任教育など、大きな役割を担っている。

## (2) 府県立小児病院の地域保健活動

現在、日本小児総合医療施設協議会（会長小林登国立小児病院長）には25施設が加入しているが、このうち独立型の小児病院は16施設あり、14施設は都道府県立で、その中には地域保健部門を設けているところもある。新しい母子保健体系の中で都道府県がその役割を果たしていくには都道府県立小児病院は有力な資源と考えられる。

そこで、神奈川県立こども医療センター、茨城県立こども病院、埼玉県立小児医療センター、大阪府立母子保健総合医療センターの4病院の地域保健活動の現状を分析した。

平野岳毅班員（茨城県立こども病院）は茨城県で実施している地域特殊育児相談への小児専門医療施設の支援について分析した。この事業は主要小児医療施設から遠隔の地にある10保健所における乳幼児健診の二次健診で、小児病院等から医師と心理判定員を派遣して行うもので、昭和62年から平成3年の5年間に総計2,527件（新規来所1,062、継続来所1,465件）で、内容は精神、言語、運動発達に関する問題が多く、保健所では診断とともに療育の役割も重要であると考えられた。

二次健診の結果、医療機関受診を必要とするものは20%程度で、約60%は保健所での継続指導を要した。継続指導対象児の予後については今後、詳細な検討が必要である。

大崎逸朗班員（神奈川県立こども医療センター）はこども医療センターが昭和55年からかかわってきた乳幼児ケア事業（乳幼児健診等の二次健診）を分析し、1. 事後相談に限らず保健所が様々なレベルの相談の場であること、2. 相談内容や受診数には地域差があること、3. 地域によっては未熟児のフォローアップにもこの場を活用できること、などが判った。この結果から小児病院の地域支援は医師、保健婦などの人材派遣にとどまらず小児病院の持つ検査・診断機能等を含めた組織的な支援、地域毎の医療施設の実態に即した支援が必要であり、そのためには記録の集計、分析を含め地域の保健計画の策定にまでかかわることが求められているとかがえられた。

平野班員、大崎班員とも乳幼児健診や訪問指導等の保健活動に小児科専門医が当たることが困難な現状では二次健診体制を整備することの重要性を指摘しており、これらの基本的なサービスの提供が市町村に移管された後にも二次健診体制の整備とその

ための支援は必須と考えられる。

山本圭子班員（埼玉県立小児医療センター）は小児医療センター付属大宮小児保健センターの活動を分析、検討した。この小児保健センターは医師以外にも保健婦、養護教員など広く小児保健関係者の紹介によって患者を受け入れ、また、地域関係機関と連携した小児保健活動を行っている。

主な活動は保健所等で実施される乳幼児健診二次相談への医師の参加、学校健診等の事後対応、思春期相談、各種教育研修活動、定期予防接種のできなかつた小児への予防接種、先天代謝異常等検査、神経芽細胞腫検査、言語・聴能機能訓練、等多岐にわたり、専門医療を提供する小児医療センターをバックに、医療機関の形態をもって行い得る小児保健活動の一つの形を示しているものと考えられた。

竹内徹班員（大阪府立母子保健総合医療センター）は企画調査部地域保健室で行っている慢性疾患をもつ小児と小児病院、保健所の連携について検討した。母子保健総合医療センターは昭和50年に周産期医療部門を中心に開設され、平成6年に小児医療部門を開設したが、開設後3年余の間に小児医療部門から地域保健室を経由して地域の保健所と連携したものは93人あり、年齢では0歳児が2/3、疾患では染色体異常症や多発奇形で複数の診療科を受診しているものが多く、保健所に依頼する理由では育児体制、育児上の問題、在宅医療・看護など、医学的な面だけでなく、社会心理的な問題、親子関係の問題、養育上の問題などへの配慮が必要と考えられた。また、連携を効果的に行うためには保健婦への教育が大切で、対保健所保健婦だけでなく市町村保健婦も対象に研修会を定例的に開催したが、これは今後も充実させていく必要がある。今後は保健と医療の連携についてさらに検討を深めていく予定である。

### (3) 国立小児病院の活動

谷村雅子班員（国立小児病院）はナショナル・センターを目指す国立小児病院および小児医療研究センターの活動を分析し、地域保健とのかかわり方を検討した。

活動としては、1. 高度専門医療の実施、2. 先進医療の研究・開発と施行、3. 地域医療・保健・福祉との連携、4. 専門医療技術者の養成・研修、5. 小児の疾病、健全育成に関する情報収集と提供、6. 小児医療施設の充実のための活動、7. 国際協力、があり、地域保健との関連では先進医療の研究開発として在宅医療の技術開発、患児・家族への疾病教育・生活指導、患児の健全発達に配慮した病棟生活の向上等の研究等の一層の推進が必要と考えられた。専門技術者の教育・研究、情報機能の充実

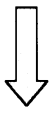
も重要であり、地域保健・福祉・療育との連携にも一層の取り組みが必要と考えられた。成育医療センターの開設に向け、これらの問題への取り組みについて今後検討を深めたい。

#### 4. 今後の研究方針

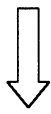
今年度の研究成果で述べられたごとく府県立の4小児病院は様々な形で地域の母子保健にかかわっている。母子保健法が改正され、平成9年4月には母子保健事業の実施主体が変更されるが、新しい母子保健体系の中での小児病院の位置づけと役割を明確にしていく必要がある。

そこで、平成8年度には、1. 都道府県立小児病院に対し、母子保健、福祉への取り組みの現状と今後の方向について、2. 小児病院を設置している都道府県の母子保健担当部局に対し、新しい母子保健体系の中での小児病院の位置づけ、特に都道府県（保健所）の役割とされる人材育成、障害児・慢性疾患児等への専門的サービスの提供、企画・調整・研究等についての小児病院への期待等を調査し、2つの調査をあわせ、小児病院の地域保健・福祉への支援のあり方を求めていきたい。

研究協力者は各施設、地域における分析・検討を深め、施設全体として地域保健・福祉への支援のあり方を探り、専門医療の提供にとどまらない小児病院の運営について考察する予定である。国立小児病院については成育医療センターを目指す中で、保健福祉へのかかわりをいかに深めていくかを検討していきたい。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



### 1 研究目的の背景

平成 6 年に母子保健法、児童福祉法が改正され、地域保健法の制定とともに、母子保健事業についても身近で頻度の高いサービスの提供については実施主体を市町村に一元化し、都道府県(保健所)においては専門的、技術的な業務の推進を図ることとされた

健康診査、保健指導等の基本的サービスを提供する市町村には人口 100 万をこえる指定市から人口 1,000 人に満たない村まであり、一定水準のサービスが提供できるのか、また、現在の都道府県保健所においては未熟児、障害児、慢性疾患児等への専門的サービスが可能か、等の危惧もあるが、新しい母子保健体系のもとで事業を効果的に展開していくためには保健・医療・福祉にかかわる人材、施設等の資源を最大限に活用していく必要がある。

小児病院は多数の小児科医をはじめ小児保健・医療の領域における専門技術者を擁しており、院内での医療提供にとどまらず、地域保健・福祉の分野でも積極的にかがわりが期待される。

そこで、新しい母子保健体系の中で、小児病院が地域保健活動とどのようにかがわり、どのように支援していくべきか、そのためには小児病院の組織・運営はいかにあるべきかを研究することにした。